

特に定めた契約条件

(総則)

第1条 企業連合を構成する者（以下「構成員」という。）は、担当する業務について法令上可能な範囲内で遂行の責任を負う。

2 各業務を担当する構成員は以下の通りとする。

- 一 企業連合を代表し、発注者と連絡調整を行う者は、契約書別記の2の代表構成員とする。
- 二 照明器具の賃貸借を担う者は、契約書別記の2の構成員1とする。
- 三 照明器具の交換作業を担う者は、契約書別記の2の構成員2とする。
- 四 賃貸借期間中の照明器具等の維持管理を担う者は、契約書別記の2の構成員3とする。
- 五 その他の業務（業務内容〇〇）を担う者は、契約書別記の2の構成員4とする。

3 代表構成員は、この契約に関し他の構成員から委任を受けた次に掲げる権限を有するものとする。

- 一 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 二 代表構成員の名義をもって契約締結並びに本業務に係る業務委託料の請求及び受領をすることに関する権限
- 三 本業務に係る業務委託料の受領に関する復代理人の選任についての権限
- 四 企業連合に属する財産を管理する権限
- 五 その他業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(契約書の準用)

第2条 契約書第3条（権利義務の譲渡等の禁止）、第4条（秘密の保持）、第5条（個人情報の保護）、第6条（再委託の禁止）、第7条（特許権等の使用）、第8条（業務関係者に対する措置請求）の各規定は、受注者以外の構成員について準用する。この場合において、当該各規定中「受注者」とあるのは、「受注者以外の構成員」と読み替えるものとする。

2 契約書第25条第10号中「共同企業体」とあるのは「企業連合」と、「代表者」とあるのは「代表構成員」と読み替えて適用するものとする。

(構成員の変更)

第3条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が本業務の委託契約に係る一切の事務手続を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において前項の規定により脱退した者がある場合、存続する他の構成員は、脱退した構成員が担当する業務を法令上可能な範囲内で自ら遂行し、又は当該業務を遂行できる能力・資格等を持つ構成員以外の者を第3条第3項及び第4項により構成員に加入させ、遂行させる責任を負う。

3 受注者は、企業連合において新たな構成員の加入が必要なときは、あらかじめ、発注者と協議し発注者の書面による承認を得なければならない。

4 受注者は、前項の規定による構成員の変更がある場合は、発注者に対し必要な書類を提出しなければならない。

(貸借物の所有権)

第4条 発注者に賃貸借される物品の所有権は、当該物品を賃貸借する構成員に帰属する。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、この契約の履行期間内において受注者が破産し、又は解散したときは、契約を解除することがで

きる。

2 契約書第33条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

契約書別記の2

企業連合用

[代表構成員] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員1] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員2] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員3] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員4] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印